

# 米国における最近の動向について

2010年6月

環境省 地球環境局

## ケリー・リーバーマン法案に関するオバマ大統領声明(2010年5月12日発表)

- この重要法案の起草に当たって、ケリー上院議員とリーバーマン上院議員がたゆみない努力をされたことを賞賛する。

I applaud Senators John Kerry and Joe Lieberman for their tireless work in drafting this important legislation.

(中略)

- 既に下院は、米国クリーンエネルギー及び安全保障法(※ワックスマン・マーキー法案)を通過させる歴史的な偉業を成し遂げた。私は、最終的に今年中に法案を通過させるべく、それぞれの立場にある上院議員各位と協力して取り組むことを希望している。

The House of Representatives has already taken historic action with passage of the American Clean Energy and Security Act. I look forward to engaging with Senators from both sides of the aisle and ultimately passing a bill this year.

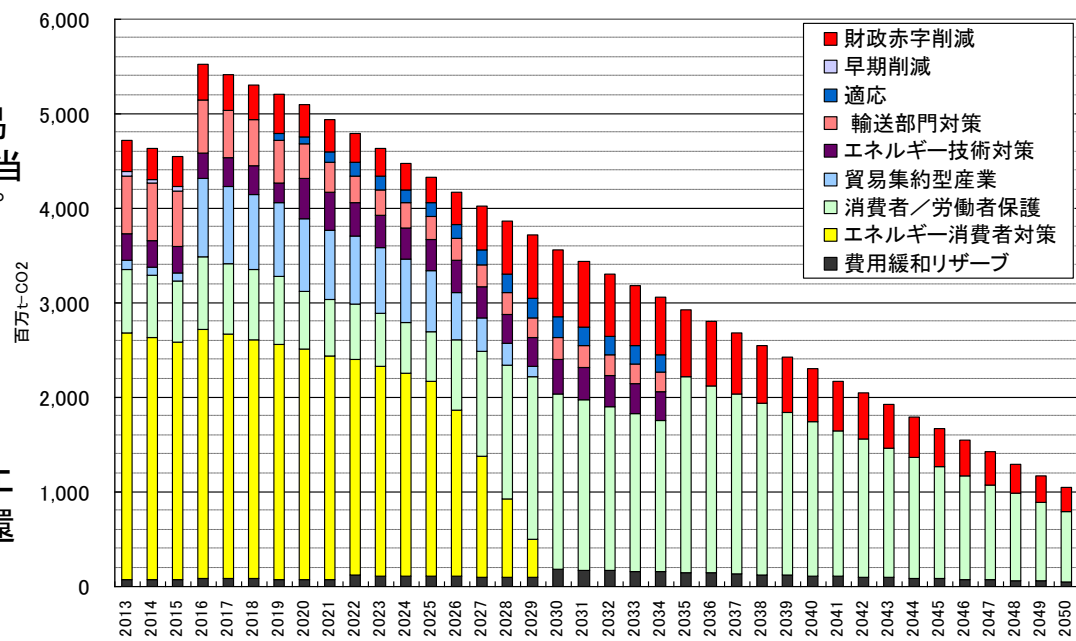
# ケリー・リーバーマン法案における国内排出量取引制度の概要①

2010年5月12日：上院で発表

対象	期間	2013年から2050年(対象部門は2013年、2016年までに随時拡大)
	対象ガス	GHG7ガス(CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、SF <sub>6</sub> 、HFCs、PFC、NF <sub>3</sub> )
	カバー率	(2016年以降)米国GHG排出量の84.5%
	対象部門	2013年以降:発電源、輸送用燃料・石油精製製品プロバイダー、地中炭素固定サイト 2016年以降:天然ガス供給会社、産業部門(ただし、一部は2013年から)
削減目標	国全体	2005年比で、2013年に4.75%、2020年に17%、2030年に42%、2050年に83%削減
	対象部門	2005年比で、2013年に4.75%、2020年に17%、2030年に42%、2050年に83%削減
割当総量		2013年の47億2,200万t-CO <sub>2</sub> 、2016年の55億2,400万t-CO <sub>2</sub> から減少し、2020年には50億9,500万t-CO <sub>2</sub> 、2030年には35億6,000万t-CO <sub>2</sub> 、2050年には10億4,300万t-CO <sub>2</sub> となる。

割当対象・方法

- 制度対象者は、
  - ✓ エネルギー部門の一部と貿易集約度の高い部門が無償割当
  - ✓ 輸送用燃料・石油精製製品プロバイダーが固定価格販売
  - ✓ 上記以外はオークションにより、割り当てられる。
- 制度対象外の主体への排出枠の配布やオークション収益の分配を通じ、消費者・労働者やエネルギー技術開発等へ資金を還元。



## ケリー・リーバーマン法案における国内排出量取引制度の概要②

2010年5月12日：上院で発表

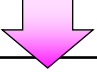
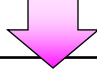
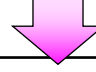
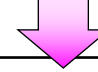
オークション・固定価格販売	(1) 一般のオークション：四半期毎に実施。最低落札価格\$12～(2013年時点)。 (2) 費用緩和リザーブオークション：償却期日前90日間実施。最低落札価格\$25～(2013年時点)。 (3) 輸送用燃料・石油精製製品プロバイダーへの固定価格販売：四半期毎に実施。直近の一般のオークション約定価格で販売。
バンキング	無制限に可能。
ボローイング	5年以内の排出枠までは、利子付きでボローイング可能(償却義務の15%を上限)。
オフセットクレジット	国内および海外のオフセットクレジットを併せて年間20億t-CO <sub>2</sub> まで使用可能。
国内	EPAと農務省による管轄。農業・森林分野等における削減・吸収を対象とする。
海外	EPAによる管轄。米国が締結する協定参加の途上国に限る。また、2018年以降、本法案の排出枠：海外オフセットクレジット=1.25:1の重み付けを行う。
他国制度の排出枠	総量削減義務を課し、かつ算定・遵守・オフセット等で本法案と同等の厳しさをもつ制度と、リンク可能。
国境措置	全ての主要排出国が等しく削減にコミットし、各国の比較可能なGHG排出削減を盛り込んだ、拘束力ある多国間協定が施行されないと大統領が判断した場合、2020年以降、米国への製品輸入に対し、排出枠の償却を求める。
罰則規定	不足した排出枠の量×市場価格の2倍の罰金を課金。不足した排出枠の償却義務は、免除されない。
州レベルの制度	本法案における排出枠の割当が開始された後は、いずれの州もキャップ&トレード型排出量取引制度を実施できない。RGGI、WCI、カリフォルニア州の排出枠は本法案の排出枠と交換する。
算定報告	連続煙道排ガス計測システム(CEMS)あるいはCEMSに準ずるシステムで算定。四半期毎に報告。
市場監視	商品先物取引委員会(CFTC)が市場監視を行う。排出枠の保有は何人も行うことができるが、取引を行う者は、制度対象者とCFTC等の認める「規制GHG市場参加者」に限る。取引は、CFTCの認定する取引機関及び清算機関を通じて行う。

# 米国環境保護庁(EPA)による温室効果ガス排出調整規則概要①

## (経緯)

- 2007年4月、連邦最高裁は、CO2を含む温室効果ガス(GHG)は大気浄化法に規定する大気汚染物質の広義的な定義に該当するとの判決を下した(Massachusetts v. EPA, 549 U.S. 497 (2007))。
- 同判決を受けてEPAは、GHGに関する調査を実施し、2009年12月、GHGの排出が国民の健康と福祉を脅かすとの危険性を認定した(Endangerment Finding)。
- 2009年10月、EPAはGHGの大規模排出施設に対し、GHGの排出を最小限に抑制するため、大気浄化法のNSR(New Source Review、新規発生源審査)におけるPSD(Prevention of Significant Deterioration、重大な環境悪化防止)許可及びTitle V操業許可の取得を義務付ける規則案を発表した。その後同規則案はパブコメにかけられ、約45万件のコメントが寄せられた。
- 2010年5月、EPAはGHG排出調整規則の最終版を公表した。  
 ※本規則がTailoring (調整)規則と呼ばれるのは、許可取得対象となる基準汚染物質(鉛、SO2、NO2等)に対する現行の排出閾値(年間100t又は250t)をGHGに適用すると、対象排出源の数や許可発行に係るコストが莫大になることから、GHGに対する排出閾値(新規排出源10万t-CO2/年、既存7.5万t-CO2/年)を新設したため。

## GHG排出に関する調整規則適用による対象範囲の変化

	Title V操業許可		PSD許可	
	対象施設	年間コスト	対象施設	年間コスト
調整前	600万施設 	\$ 210億 	82,000施設 	\$ 15億 
調整規則適用後	15,550施設 うち、15,000施設は既にGHG以外の汚染物質について同許可を保有。新たに取得が必要なのは550施設のみ。	\$ 6,900万	1,600施設 うち、700施設は既にGHG以外の汚染物質について同許可を保有。新たに取得が必要なのは900施設のみ。	\$ 3,600万

※調整規則によりGHG排出閾値を引き上げても、一定以上のカバー率を維持(調整前78%→調整規則適用後67%)。

# 米国環境保護庁(EPA)による温室効果ガス排出調整規則概要②

## 規則概要

### 1. 対象

- 米国全体のGHG排出量の約70%にあたる固定排出源(発電、石油精製、セメント製造等施設)
- 対象ガス:GHG6ガス
- 導入時期:2011年1月～、段階的アプローチを採用
  - Step1(2011年1月2日～2011年6月30日)
  - Step2(2011年7月1日～2013年6月30日)
  - Step3(2013年7月1日～):詳細については、2012年7月1日までに決定する。また、EPAは、GHG排出量が年間50,000～75,000t-CO<sub>2</sub>未満の小規模排出源を対象に含めるか否かについて検討を行う。(ただし、早くても2016年5月以降の導入)

### 2. PSD許可(建設前許可)

- 以下の排出源は、GHG排出に関してPSD許可を取得しなければならない。
  - Step1:既に他の汚染物質で許可を保有し、且つ年間75,000t-CO<sub>2</sub>以上のGHG排出増加を伴う新設又は大規模改修を行う排出源。
  - Step2:(他の汚染物質の排出量にかかわらず、)GHG排出量が年間100,000t-CO<sub>2</sub>以上となる施設の新設及び年間75,000t-CO<sub>2</sub>以上のGHG排出増加を伴う既存施設の大規模改修。
- PSDでは、GHG排出抑制のため、BACT(best available control technology、利用可能な最善の排出抑制技術)の採用を義務付け。

### 3. Title V操業許可

- 以下の排出源は、GHG排出に関してTitle V操業許可を取得しなければならない。
  - Step1:既に他の汚染物質で許可を有する排出源。(PSDと異なり、排出閾値は設定しない)
  - Step2:(他の汚染物質の排出量にかかわらず)GHG排出量が年間100,000t-CO<sub>2</sub>以上の排出源。